

字体を崩さず、丁寧に記入してください

離婚届の書き方と注意

黒インク又は黒ボールペンで書いてください
消せるボールペンでは書かないでください

1. 持参するもの

- 離婚届書 1通
- 届出書を持参する方の顔写真のある官公署発行の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- 裁判離婚（協議離婚以外）の場合、以下の添付書類が必要です。
 - (1) 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
 - (2) 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
 - (3) 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
 - (4) 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
 - (5) 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

2. 届出人

- 協議離婚の場合は夫妻双方です。
- 裁判離婚（協議離婚以外）の場合は調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者です。

3. 該当する子がいる場合、届出書右面に親子の面会交流や養育費の負担について記入してください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。
 - まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 養育費の負担について取決めをしている。
 - 取決め方法: (□公正証書 □それ以外)
 - まだ決めていない。

お問合せは

〒939-1398
富山県砺波市栄町7番3号
砺波市役所 市民課 市民係
電話 0763-33-1358

離婚届

令和 〇年〇月 〇日届出

富山県砺波市 長 殿

(1)	氏名	夫 氏 名 甲 野 良 男	妻 氏 名 甲 野 幸 子
	生 年 月 日	昭和 46 年 5 月 5 日	昭和 50 年 3 月 3 日
	住 所	〇〇県 〇〇市 富士見 1丁目2番3号	〇〇県 〇〇市 〇〇町 25番地1
(2)	本 籍	〇〇県 〇〇市 富士見 1111 番地 ー番ー	
	外国人のときは 国籍だけを書いてください	筆頭者の氏名 甲 野 良 男	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 甲 野 富 一 母 甲 野 松 子	妻の父 乙 川 豊 夫 母 乙 川 和 江
	右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください	養父 養母	養父 養母
(3)	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判 年 月 日成立 年 月 日確定	
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 ☐ 妻 ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 新しい戸籍をつくる	
		〇〇県 〇〇市 〇〇町 25 番地 1 筆頭者の氏名 乙 川 幸 子	
(5)	未成年の子の氏 名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 甲 野 健、甲 野 華
(6)	同居の期間	平成 20 年 2 月 から 令和 3 年 5 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7)	別居する前の住所	〇〇県 〇〇市 富士見 1丁目 2 番地 3 号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)		(国勢調査の年… 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10)	夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名	夫 甲 野 良 男 印	妻 甲 野 幸 子 印

電話 090 (XXXX) XXXX
自宅・勤務先[携帯]

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	戊 山 武 印	己 谷 政 江 印
生 年 月 日	昭和 51 年 6 月 6 日	昭和 40 年 7 月 7 日
住 所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 5丁目5番1号	〇〇県 〇〇市 〇〇町 100番地 〇〇マンション123号室
本 籍	〇〇県 〇〇市 深 川 321 番地 ー番ー	〇〇県 〇〇郡 〇〇町 新 和 100 番地 ー番ー

戸籍の記載どおりの字体で書いてください。

現在の住民登録をしている住所を書いてください。
住所の変更をするときは住所異動の手続きが必要です。

婚姻中の本籍を書いてください。

夫と妻のそれぞれの「実父母」の氏名を書いてください。

養父母がいる場合は、養父母の氏名を書いてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

夫婦の間に未成年(15歳未満)の子がいる場合は親権者をどちらか一方に決めてから書いてください。

同居を始めた時の年月は、結婚式をあげた年月又は同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

婚姻中の世帯の仕事を選んで該当する箇所に✓してください。

国勢調査の年のみ書いてください。

婚姻中の氏名で必ずそれぞれ本人が自署してください。
裁判離婚の場合は必ず申立人又は訴提起者が自署してください。

日中連絡のとれる電話番号を必ず書いてください。

協議離婚のときだけ 2人以上の成年の証人が必要です。
必ず証人本人が自署してください。